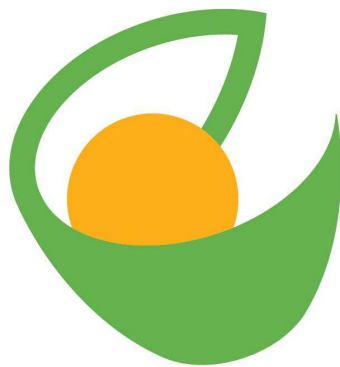


庄原市定住自立圏構想

庄原市定住自立圏形成方針



平成28年3月
広島県庄原市

庄原市定住自立圏中心市宣言	1
庄原市における定住施策の考え方	2
趣旨	3
第1 目的	4
第2 圏域	4
第3 基本方針	4
第4 基本施策	5
1 生活機能の強化に係る政策分野	
(1) 医療体制の確保	5
ア 医療従事者(医師・看護師等)の確保	
イ 地域医療ネットワークの充実	
ウ 救急医療体制の充実	
エ 拠点病院の機能強化	
オ へき地医療確保体制の維持・確保	
(2) 福祉の充実	6
ア 子育て支援の充実	
イ 高齢者・障害者福祉の推進	
ウ 保健・医療・福祉のネットワーク化	
エ 高齢者向けコンパクトシティの展開	
(3) 教育の充実	6
ア 教育環境の整備	
イ 青少年の健全育成	
ウ 高等教育機関との連携	
エ 小規模高等学校の存続	
(4) 地域産業の振興	7
ア 雇用対策	
イ 中心市街地の活性化	
ウ 観光振興	
エ 農林業振興	
オ 比婆いざなみ街道物語の推進	
(5) 環境衛生の充実	7
ア 環境衛生	
イ 斎場の再編	
2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
(1) 地域公共交通の確保	8
ア 生活交通及び基幹交通の維持・確保	
(2) ICTインフラの整備	8
ア 超高速情報通信網及び住民告知端末の整備	
(3) 交通インフラの整備	8
ア 基幹道路の整備促進	
イ 生活幹線道路の整備推進	
(4) 地産地消の推進	9
ア 農商工連携による地産地消の推進	
(5) 交流と転入定住の促進	9
ア 転入定住施策の充実	
イ 空き家の利活用	
ウ 交流人口の拡大	
エ 自然災害への適切な対応	
オ その他	
3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
(1) 人材の育成	10
ア 地域づくり実践者の育成	
イ 産業分野における人材及び後継者の育成	
ウ その他	
第5 その他	10

庄原市定位自主圏中心市宣言

国は、少子高齢化や人口減少社会の本格的な到来を受け、その克服と東京圏への人口の過度な集中の是正、各地域における住みよい環境の確保に向けて「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、「地方創生」を最重点課題に据えた取り組みを進めている。

本市においても、本年、第2期庄原市長期総合計画及び庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に着手し、当該計画に掲載する施策・事業を着実に推進することで、地域力の向上を図ることとしているが、将来にわたり生活に必要なサービスを提供し、集落機能を維持するためには、各地域の特性に依じた「拠点づくりとネットワークの構築」による効率的・持続的な都市形成が強く要請されている。

本市は、平成17年3月31日に1市6町の合併によって誕生し、10年が経過した。

この間、第1期庄原市長期総合計画(平成19年3月策定)において、庄原地域(旧庄原市)の市街地を「都市機能の集積区域」に、旧東城町の市街地をこれに準ずる区域に、旧西城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町、旧総領町の市街地を生活機能が維持された「さとやま拠点エリア」とし、一体感の醸成と一体的な発展を掲げ、連携軸(道路・交通・通信など)を生かした新しいまちづくりに取り組んできた。

今後においても、交通・医療・教育文化・事業所・官公署等の集積状況や都市機能の配置状況から、庄原地域を「都市機能の拠点区域を有し、全域を包括する中心市(地域)」に、東城地域を「都市機能の補完区域を有する地域」に、他の地域を「支所周辺に一定の利便性が確保された地域」に設定し、各地域の特性に即した機能分担とネットワークを確立することで、市域全体の活性化と安心して快適に生活できる環境を創造するため、ここに、庄原地域を「中心市(地域)」とし、旧6町地域との相互連携により、新市の総合的な発展を目指すことを内外に宣言する。

平成27年7月1日

庄原市長 木山耕三

【庄原市における定住施策の考え方】

定住施策は、今、本市で暮らす市民に「住み続けてもらうこと」と、今は暮らしていない人に「新たに住んでもらうこと」の総合施策であることから、施設整備や行政サービスをはじめ、市が取り組むさまざまな事業は、すべて定住施策と言っても過言ではありません。

「定住者を対象」とした施策は、「住み続けてもらう(転出しない)取り組み」と「出生と死亡による自然減を抑制する取り組み」に整理され、生活基盤の整備、子育て支援の強化、教育環境の充実、地域医療の確保などが求められます。

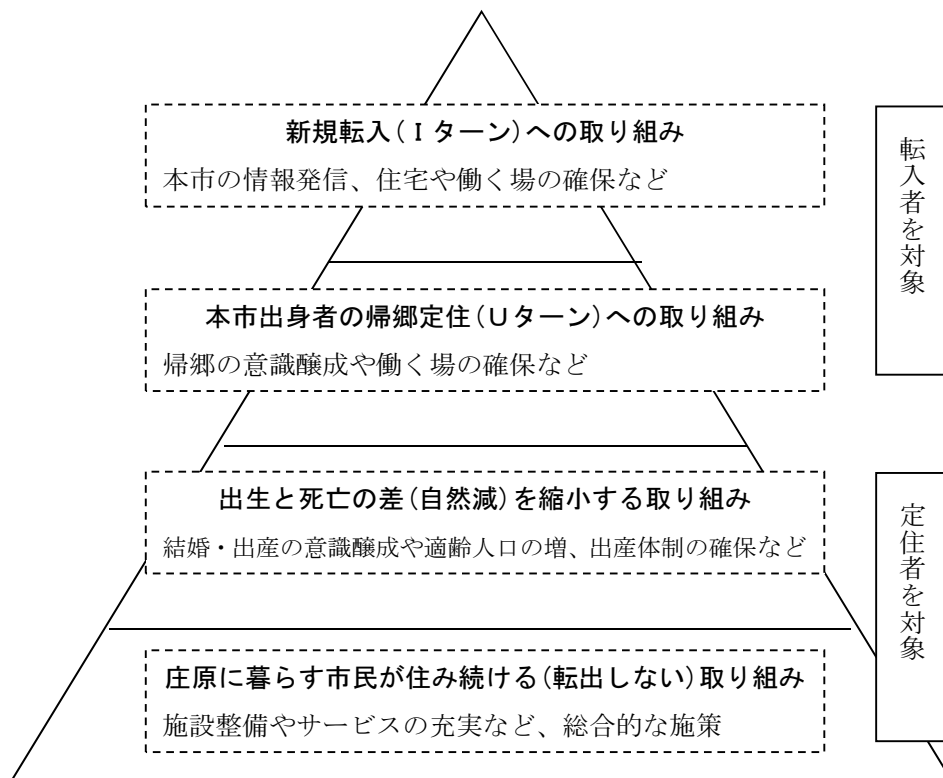
「転入者を対象」とした施策は、「帰郷定住(Uターン)への取り組み」と「新規転入(Iターン)への取り組み」に整理され、働く場所の確保や起業の支援、住宅の確保、帰郷定住の意識醸成などが必要となります。

ただ、「暮らす場所」や「結婚」「出産」の判断は、いずれも個人の自由な選択、希望に委ねられていることから、家庭や地域、事業所や市民をはじめ、オール庄原で「庄原に帰ろう、庄原で暮らそう」という機運の醸成が大切となります。

なお、本市の人口は、昭和20年代にかけて増加し、その後は減少の一途をたどっていますが、市民の多くが農林業に携わっていた経緯等から持ち家率は75%程度(平成22年国勢調査)と高く、さらに住民基本台帳人口37,741人に対し、本市に本籍を有する者は75,523人(いずれも平成27年10月1日現在)と約2倍となっています。

こうした本市の特性から、特に帰郷定住(Uターン)が有効かつ強化すべき取り組みと考えられます。

庄原市における定住施策の考え方



本市は、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。)第5(4)の規定に基づき、庄原地域(旧庄原市)と西城地域、東城地域、口和地域、高野地域、比和地域及び総領地域(旧6町)で形成する「庄原市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

定住自立圏構想推進要綱(抜粋)

第5

(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその周辺にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

～略～

④ 連携する具体的事項

～略～ 特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次のうち、少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 医療 b 福祉 c 教育 d 土地利用 e 産業振興

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次のうち、少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通 b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備
c 道路等の交通インフラの整備 d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
e 地域内外の住民との交流・移住促進 f その他結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

次のうち、1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 宣言中心市等における人材の育成 b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 圏域内市町村の職員等の交流 d その他圏域マネジメント能力の強化に係る連携

(4) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4(5)の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、(2)①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

第1 目的

この方針は、要綱第4の規定に基づく中心市宣言を行った庄原市において、各地域の特性に応じた役割分担とネットワークの確立、相互の連携・補完により、「定住」に必要な諸機能を確保するとともに、「自立」に必要な基盤整備及び地域力を維持することを目的とする。

第2 圏域

この方針の対象地域(以下「圏域」という。)は、庄原市の全域とする。

地域名	地域設定	拠点機能の設定
庄原地域	中心地域	都市機能の拠点区域を有する地域
東城地域	近隣地域	都市機能の準拠点区域（補完区域）を有する地域
西城地域		支所周辺（地域拠点区域）に一定の利便性が確保された地域
口和地域		
高野地域		
比和地域		
総領地域		

第3 基本方針

各地域は、次に掲げる政策分野において、地域特性に応じた役割分担と相互の連携・補完に努め、第1に掲げる目的を達成するものとする。

- 1 生活機能の強化に係る政策分野
- 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

第4 基本施策

第3に掲げる基本方針に沿って取り組む基本施策とその概要、及び地域の役割分担は、次に定めるところによる。

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療体制の確保

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 医療従事者(医師・看護師等)の確保 ・関係医療機関と連携した医療従事者の圏域外への流出抑止、圏域内への招へい促進	<ul style="list-style-type: none"> 高度医療・地域医療に携わる多様な医療従事者の確保 支援制度の活用による人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 中核病院である西市民病院及び市立診療所と民間医療機関との連携による人材の確保
イ 地域医療ネットワークの充実 ・庄原赤十字病院(以下「拠点病院」という)の機能充実による圏域内完結の地域医療体制の確立 ・通院手段の安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院と圏域内医療機関との連携強化 アクセス道路網の整備及び公共交通の最適化 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院を核とした情報通信ネットワークの活用 アクセス道路網の整備及び公共交通の最適化
ウ 救急医療体制の充実 ・救急医療の安定的な運営と救急搬送体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院及び休日診療センターの安定的な運営 	<ul style="list-style-type: none"> 西市民病院及び休日当番医制度による時間外診療体制の確保 救急車の適切な配置
エ 拠点病院の機能強化 ・拠点病院における高度な専門医療及び救急医療の安定提供 ・圏域内での産科医療体制の確保に向けた取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院における医療水準の向上支援 小児科及び婦人科外来の維持及び充実 産科医療体制の確保に向けた支援の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院との機能分担及び連携強化
オ へき地医療体制の維持・確保 ・拠点病院による「へき地医療活動」への支援 ・関係医療機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> 移動診療車、医師派遣等の実施 総合医の養成と適正配置の促進 	<ul style="list-style-type: none"> へき地医療機能の最適配置 地域における「かかりつけ医」の維持

(2) 福祉の充実

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 子育て支援の充実 ・庄原市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策及び事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 専門知識を有する人材の確保と配置 総合相談窓口の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性やニーズに応じたサービスの提供
イ 高齢者・障害者福祉の推進 ・庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び庄原市障害者福祉計画、庄原市地域福祉計画に基づく施策及び事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 専門知識を有する人材の確保と配置 総合相談窓口の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性やニーズに応じたサービスの提供 地域関係団体との連携による支援ネットワーク構築
ウ 保健・医療・福祉のネットワーク化 ・庄原版地域包括ケアシステムの構築と展開 ・地域包括支援センターの機能強化及び多様な関係者による福祉ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> 庄原版地域包括ケアシステムの構築 圏域全体の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源や特性、ニーズに応じた地域版包括ケアシステムの展開 西城市民病院における医療、福祉の連携機能の強化
エ 高齢者向けコンパクトシティの展開 ・高齢者の希望に応じ、利便性の高い地域への移住や一時居住が可能となる環境を整備	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能を備えた快適空間の創造と維持 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の利便性や拠点機能の保持

(3) 教育の充実

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 教育環境の整備 ・庄原市教育振興基本計画に基づく施策及び事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 圏域全体を踏まえた関係施設の効果的配置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統、文化に応じた教育活動の推進 中心地域との連携による教育環境の充実
イ 青少年の健全育成 ・庄原市子ども・子育て支援事業計画及び庄原市教育振興基本計画ほか、関係計画に基づく施策及び事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークの構築 青少年健全育成の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域活動の実践
ウ 高等教育機関との連携 ・県立広島大学との連携協定に基づく高等教育機関の機能発揮	<ul style="list-style-type: none"> 総合窓口の設置による連携機能の強化 連携事業成果の圏域内還元 	<ul style="list-style-type: none"> 地域実情に応じた連携事業の提案と実施
エ 小規模高等学校の存続 ・小規模高等学校の存続に向けた活性化策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 対象校の活性化及び存続活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な取り組みの企画立案と実施

(4) 地域産業の振興

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
<p>ア 雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路網や低い地震リスクなど、地理的優位性を活かした企業誘致の推進 ・工場立地や地元雇用に対する支援制度の充実 ・求人と求職のミスマッチの解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・庄原工業団地の早期完売を含む積極的な企業誘致の展開 ・事業者支援による雇用の確保 ・雇用人数に応じた支援内容の充実 ・求職者の少ない職種の全国募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模農業法人の誘致 ・事業者支援による雇用の確保
<p>イ 中心市街地の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における「にぎわい創出」と利便性の高い快適な都市空間の創造 ・庄原商工会議所、商工会との連携による事業者の育成及び空き店舗活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、情報、観光宿泊、医療福祉、文化、教育など、多様な都市機能を集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の利便性や拠点機能の保持 ・歴史ある街並みの保存と活用
<p>ウ 観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市観光振興計画に基づく施策及び事業の推進 ・近年の観光ニーズに即した体験メニューの展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 ・国営備北丘陵公園の来訪者の市街地誘導 ・観光インフォメーション機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源のブラッシュアップ ・圏域内交流の促進
<p>エ 農林業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市農業振興計画、庄原市林業振興計画に基づく施策及び事業の推進 ・農畜産物を活用した「逸品(地域ブランド)づくり」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携による新規特産品の開発と安定出荷体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域直売所を活用した販売促進 ・地域農業を支える担い手の育成や耕作放棄地の再生
<p>オ 比婆いざなみ街道物語の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比婆いざなみ街道物語(庄原市北部資源活用計画)に基づく施策及び事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域における振興策の企画立案と進捗管理 ・関係団体との連携によるにぎわい創出 ・神話や伝説など、固有資源の情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・街道沿線への誘客と地域資源の魅力向上

(5) 環境衛生の充実

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
<p>ア 環境衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市環境基本計画、庄原市一般廃棄物処理基本計画に基づく施策及び事業の推進 ・ごみとし尿の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化及び更新を含めた廃棄物処理施設の適正管理 ・ごみ処理方法の統合と新たな焼却処理施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理量の減量化 ・不法投棄対策の強化
<p>イ 斎場の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市斎場再編整備計画に基づく施策及び事業の推進(既存施設の統合、廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・庄原市斎場の整備と機能向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・近接区域との施設共用 ・継続使用施設における利便性の向上

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通の確保

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 生活交通及び基幹交通の維持・確保 ・第2期庄原市生活交通ネットワーク再編計画に基づく施策及び事業の推進 ・地域実情に応じた効率的で利便性の高い公共交通網の整備 ・J R、バス交通網等公共交通の維持・充実	・圏域全体を対象とした企画立案と進捗管理 ・庄原バスセンターと備後庄原駅の結節機能の活用 ・効果的で効率的な公共交通網の確立 ・I C Tを活用した利便性の向上	・交通空白地域における生活交通の確保 ・既存公共交通の維持に向けた利用促進

(2) I C Tインフラの整備

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 超高速情報通信網及び住民告知端末の整備 ・民間事業者による圏域全体への光ケーブルの敷設を支援 ・同ケーブルを利用した住民告知端末の全戸設置をはじめとする情報通信環境の向上	・超高速情報通信網の整備を踏まえた企業誘致や特産品販売の推進 ・新たな情報サービスの検討	・全戸、全事業所への告知端末の設置 ・市民のインターネット利用の促進 ・多様な場所での観光情報の発信

(3) 交通インフラの整備

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 基幹道路の整備促進 ・基幹道路ネットワークを形成する国道や県道の整備促進	・圏域全体のネットワークに不可欠な国道、県道などの整備要望と負担金の拠出	・産業振興、交流における幹線道路の活用促進
イ 生活幹線道路の整備推進 ・日常生活に身近な生活道路を対象とした改良整備や災害防除事業、安全な歩行者空間の確保推進	・優先順位と財源に応じた計画的な道路整備	・定期的な道路点検と利用実態の把握 ・積雪期における安全の確保

(4) 地産地消の推進

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 農商工連携による地産地消の推進 ・農林水産事業者と企業による商談会の開催や新商品の開発、販路拡大などを支援	・多様な連携により開発された新商品の生産体制の確保及び販路の拡大 ・加工工場等の誘致	・学校給食や直売所における地産地消の推進

(5) 交流と転入定住の促進

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 転入定住施策の充実 ・相談窓口の充実や自治振興区との連携など、転入希望者のニーズに応じた支援の充実 ・インターネットや専門誌をはじめ、機会を捉えた情報発信と情報内容の充実	・圏域全体を対象とした定住施策の企画立案 ・圏域全体の転入定住に関する情報の集約と発信	・地域の実情や環境に応じた効果的な転入定住支援策の実施
イ 空き家の利活用 ・自治振興区や宅地建物取引事業者など、関係者との連携強化による空き家バンク制度の充実	・圏域全体を対象とした空き家利活用の企画立案 ・圏域全体の空き家に関する情報の集約と発信 ・転入希望者とのマッチングをはじめ、相談窓口での適切な対応	・空き家情報の収集と自治振興区と連携した活用の促進
ウ 交流人口の拡大 ・圏域内の魅力ある地域資源を活かした体験活動の展開による交流の促進	・交流推進組織との連携による地域資源の収集と情報の発信 ・体験素材の内容及び受け入れ体制の充実	・地域資源を活かした体験素材の充実 ・地域実情に応じた受け入れ体制の整備
エ 自然災害への適切な対応 ・自然災害の脅威に対応した安全・安心な地域社会の構築	・関係機関が近接する優位性を踏まえた迅速な対応体制の確立 ・常備消防・消防団・自主防災組織など、関係組織の連携強化による地域防災力の充実	・地域の課題と実情に応じた防災力の強化及び充実

オ その他

上記に掲げるもののほか、中華人民共和国四川省綿陽市との交流事業、学生交流事業、産業交流事業を推進する。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成

施策の概要	役割分担	
	中心地域(本庁)	近隣地域(支所)
ア 地域づくり実践者の育成 ・地域課題に対応できる新たな人材の発掘、人材の育成及び活用 ・自治振興区、ボランティア団体、NPO団体、企業など、多様な主体によるネットワーク構築	・地域づくりを実践する人材、団体の発掘、育成及び連携推進 ・情報の収集と共有化	・地域資源の認知と地域づくり活動の実践
イ 産業分野における人材及び後継者の育成 ・農商工分野での人材及び後継者の育成	・産学官の連携による情報の収集と提供 ・専門職による指導機会の設定	・地域実情に応じた関係団体の設立と継続

ウ その他

上記に掲げるもののほか、市職員のスキルアップをはじめ、圏域内のマネジメントを担う人材育成に取り組む。

第5 その他

この方針に掲げる取り組みについて必要な事項は、市長が別に定める。